

(参考1)

【改正文】

健政発第410号

昭和61年6月26日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について

昨年12月27日法律第109号をもって公布された医療法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)のうち、医療法人の役員、医療法人の指導監督に関する規定、新たに設置される医療審議会及び都道府県医療審議会等に関する規定については、本年6月27日から施行され、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人、複数の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人に係る特例に関する規定については、医療法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(昭和61年政令第213号。以下「施行期日政令」という。別添1参照。)により、本年10月1日から施行されることとなった。これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第214号。以下「改正政令」という。別添2参照。)が本年6月17日に、医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和61年厚生省令第36号。以下「改正省令」という。別添3参照。)が本年6月25日にそれぞれ公布されたところである。

これらの施行に当たっては、特に左記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期したい。

なお、医療計画に関する事項については、追って通知する予定である。

記

第一 医療法人制度に関する事項

1 (削除)

- 2 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人
医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団についても医療法人の設立ができるものとされたこと。今後とも、医療事業の経営の合理化、組織の適正化を図る観点から医療法人の設立に係る指導を行われたいこと。
- 3 医療法人の設立に係る手続等
医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。
 - (1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について
医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。
 - (2) 設立認可申請の提出書類について
 - ① 規則第31条第3号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとすること。
 - ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づき届出した病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第31条第5号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとすること。
- 4 医療法人の理事数
法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとすること。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。
- 5 医療法人の理事長
 - (1) 法第46条の3第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。
 - (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。
 - (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。
 - ① 特定医療法人又は社会医療法人
 - ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
 - ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人
 - (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構

成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞くこと。

(5) (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任

法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。

なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について行われるものであること。

7 (削除)

8 医療法人の会計年度

法第53条ただし書の規定に基づき、会計年度の区分を変更する場合において、その変更が行われる会計年度の終期については、変更後の会計年度の終期と同一の月日としても差し支えないこと。

9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令

(1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。

(2) 法第63条第2項の規定に基づき、医療法人の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査する職員の身分を示す証票の様式を新たに規則別記様式第3として定めたこと。

(3) また、法第64条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県

知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

- 1 改正政令において、都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項が定められたこと。
 - (1) 都道府県医療審議会の委員の人数、専門委員の設置及びその人数並びに部会については、各都道府県においてそれぞれの実情に即し判断されたいこと。
 - (2) 都道府県医療審議会の委員構成については、以下の点に留意されたいこと。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師としては、医師会、歯科医師会又は薬剤師会を代表する者のほか、公・私立の病院又は医療法人の経営に携わっている者を加えるよう配慮すること。
 - ② 医療を受ける立場にある者としては、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられること。
 - ③ 学識経験のある者としては、医学、公衆衛生をはじめ、看護、病院の管理、救急業務その他医療に関する事項についての学識経験者を加えることが考えられるここと。
 - ④ 専門委員については、専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、医療に関する専門家等を充てる趣旨であること。
 - (3) 部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること。
- 2 医療機関整備審議会の廃止に関する規定の施行日については、施行期日政令により、本年8月1日とされたので、同審議会に係る条例の廃止等所要の措置を講じられたいこと。

別添1～4 略

【改正全文】

健政発第110号

平成2年3月1日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところで
あるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとな
っている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事
業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築するこ
とが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に
十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするために、
従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別
添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するととも
に適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するも
のであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が當時一人又は二人勤務する診療
所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開
設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日であることから当該
要綱は対象としないので留意されたい。

別添

医療法人運営管理指導要綱

項 目	改 正 後 運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 医療法第 50 条 <p>(注) 定款又は寄附行為の変更に關し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</p>
2 役員		
(1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。 また、3 人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 役員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住 所 ⑥ 職 業 ⑦ 現就任年月日・任期 医療法施行令第 5 条の 13 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 就任承諾書 ② 履歴書 適正に選任されていることを確認することを要する。 医療法第 46 条の 2 第 1 項 理事 3 人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事 2 人を置くことが望ましい。 医療法第 48 条の 2 においては、理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けた場合は、1 月以内に補充しなければならないとされているが、1 名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。

	<p>6 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員の任期は2年以内であること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がないこと。</p> <p>1 自然人であること。</p> <p>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条の2第1項第1号 ・医療法施行規則第30条の35 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ・医療法第46条の2第3項
(2) 選任・任期		
(3) 適格性		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 <ul style="list-style-type: none"> ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。 ・医療法第46条の4第1項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の4第2項
(4) 代表者 (理事長)	<p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p> <p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p> <p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p> <p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は

務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

以下のとおりである。

- ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合
- ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人
 - イ 特定医療法人又は社会医療法人
 - ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人
 - ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人
- ③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人

5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。

・医療法第47条第1項

1 当該法人が開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者はすべて理事に加えられていること。

・医療法第47条第1項
・管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

・医療法第48条

1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。

また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

2 当該法人の業務及び財産の状

(5) 理事

(6) 監事

	<p>況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号 ・医療法第46条の4第7項第3号 ・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
3 評議員 (財団たる医療法人)	<p>1 自然人であること。</p> <p>2 理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること（医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上）。</p> <p>3 次に掲げる者から選任されていること。 ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 ② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 ③ 医療を受ける者 ④ ①から③までに掲げる者のか、寄附行為に定めるところにより選任された者</p> <p>4 当該法人の役員を兼任していないこと。</p> <p>5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。</p> <p>6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第49条第2項 ・必ず選任する必要があること。 ・任期を定めることが望ましいこと。 ・医療法第49条の4第1項 ・医療法第49条の4第2項 ・医療法第42条の2第1項第3号
4 社員 (社団たる医		

療法人) (1) 現員	<p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合
	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要な事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参加できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p> <p>3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 <p>・医療法第42条の2第1項第2号</p>
(2) 入社・退社	<p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p>	
(3) 議決権	<p>4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第48条の4第1項 ・出資額や持分割合による議決権を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。
5 会議 (1) 開催状況	<p>1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。 ・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなけれ

(2) 審議状況

- 2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。
- 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。

- 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。
- 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。

ばならない。

- ・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

・社員総会の議決事項

- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 社員の入社及び除名
- ⑧ 本社団の解散
- ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結

⑩ その他重要な事項

・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項

- ① 寄附行為の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 每事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 本財団の解散
- ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑨ その他重要な事項

		(社団たる医療法人の場合に準用する。)
	(3) 記録	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>
II 業務 1 業務一般		<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p> <p>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</p> <p>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</p>
2 附帯業務		<ul style="list-style-type: none"> • 議事録記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 • 業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 • 定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。 • 医療法第42条各号 • その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな

		い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。
III 管理		
1 人事管理		
(1) 任免関係	<p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p>	
(2) 労務関係	<p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p>	
2 資産管理	<p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとすること。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 モデル定款・寄附行為 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 賃貸借契約期間は医業経営の継続

		<p>性の観点から、長期間であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・土地、建物の賃貸借、売買の場合 ・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合
3 会計管理	(1) 予算	<p>8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異なる同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p> <p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p>
	(2) 会計処理	<p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p>
	(3) 債権債務の状況	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>
	(4) 会計帳簿等の整備状況	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 5 号) ・モデル定款・寄附行為 ・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 6 号)

		なっていること。
(5) 決算及び財務諸表	<p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に大きい違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第51条第1項 ・医療法第51条第2項 ・医療法第51条の2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号) ・医療法第52条第1項 (注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)
(6) その他	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されないとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p>	
4 登記	<p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

		<p>⑥ 資産の総額</p> <p>(注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ① 主たる事務所(2週間以内) ② 従たる事務所(3週間以内) ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 資産の総額(貸借対照表の純資産額)は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 医療法施行令第5条の12
5 公告		<ul style="list-style-type: none"> モデル定款・寄附行為 <p>(注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p>
IV その他		<ul style="list-style-type: none"> 督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法令等の違反に対する措置(医療法第64条第1項及び第2項) ② 聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条) ③ 設立認可の取消(医療法第65条)
1 必要な手続の督促		<ul style="list-style-type: none"> 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。

【改正文】
医政発第0813001号
平成16年8月13日
最終改正 医政発0330第26号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

いわゆる「出資額限度法人」について

高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化や規制改革の観点を含めた各方面からの指摘など医療をめぐる現状を踏まえながら、これから医業経営の在り方について検討するため、平成13年10月に「これから医業経営の在り方に関する検討会」が設置され、平成15年3月に最終報告書がとりまとめられたところである。この最終報告書においては、医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、変革期における医療の担い手としての活力の増進を2つの柱とし、医療法人を中心とする医業経営改革の具体的な方向が示されたところである。

この最終報告書で示された医業経営改革の具体的な方向においては、将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための一つの方策として、「出資額限度法人」の検討の必要性が指摘されたところである。

以上を踏まえ、社団医療法人における非営利性の確保等に資する観点から、「医業経営の非営利性等に関する検討会」を平成15年10月に設置し、「出資額限度法人」の普及・定着に向けた対処方策等について検討し、平成16年6月22日にその報告がとりまとめられたところである（別添1）。

については、今般、同検討会の報告を踏まえ、医療法人制度の運用に当たっての「出資額限度法人」の趣旨、考え方、内容と移行に当たっての留意点や円滑に進めるための方策等を下記のとおり整理したので、各都道府県におかれましては、こうした趣旨を御理解の上、御了知いただくとともに、その運用に遺憾なきを期したい。

なお、下記第6にある持分の定めのある医療法人が「出資額限度法人」に移行した場合等の課税関係については、国税庁と協議済みであることを申し添える。

記

第1 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等

医療法（昭和23年法律第205号）第6章に定める医療法人制度は、私人による病院

経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方法を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの（昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知 記 第一の1参照）とされていること。

「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するものであること。

第2 「出資額限度法人」の定義

本通知において「出資額限度法人」とは、出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするものをいうこと。

第3 「出資額限度法人」の内容

① 出資額

金銭出資、現物出資のいずれであっても、社員（出資者）が出資した時点の価額（出資申込書記載の額の等価）を基準とすること。

なお、医療法人の設立後、追加して出資があった場合についても同様とし、出資時点の差異による調整は行わないこととして差し支えないこと。

② 法人財産のうち出資持分の返還請求権の及ぶ範囲

脱退時及び解散時における出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれにつき、その出資した額を超えるものではないこととすること。

したがって、物価下落により法人の資産価額が出資申込書記載の額の合計額より減少している場合等においては、医療の永続性・継続性の確保を図るという観点から、出資時の価額を上限として、現存する法人の資産から出資割合に応じて出資持分を有する者に返還することも含まれるものであり、結果として、返還額が出資時の価額を下回ることも生じ得ることのこと。

第4 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等

- ① 社団医療法人で出資持分の定めのあるものは、定款を変更して「出資額限度法人」に移行できること。また、「出資額限度法人」は、定款を変更して、社団医療法人で出資持分の定めのないものに移行できること。
- ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時

の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。) へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、社会医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。

第5 「出資額限度法人」への円滑な移行を促進する方策等

① 「出資額限度法人」のモデル定款

「出資額限度法人」の普及・定着に向けて、医療法人の新規設立認可、既に設立されている医療法人の定款変更認可に係る関係事務が円滑に行われるよう別添2のとおり、出資額限度法人のモデル定款を策定したので、周知・活用を図られたいこと。

なお、今回の改正に係る規定に限らず、モデル定款はあくまでモデルを示したものであり、医療法人の定款は基本的には医療法人内部で所定の手続きに従い、制定、改廃するものであることから、医療法人の監督における定款の認可に当たりモデル定款から一切の逸脱を認めないとといった硬直的な運用は、これを設けた本来の趣旨に照らし適当でないことを申し添える。

② 社団の医療法人の定款例の一部改正

脱退時や解散時に出資額に応じて法人の財産を返還することは、医療法第4章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請されているものではなく、任意であることを明らかにする観点から、社団の医療法人の定款例（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知別添4）の一部を改正し、別添3のとおりとすること。

第6 持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係

出資額限度法人に係る課税関係については別添4のとおりであること。

なお、ここに示されたものは、現行の税制関係法令の適用解釈上、変更後の定款の下で、社員の脱退等が生じた場合の他の出資者にみなし贈与の課税（相続税法（昭和25年法律第73号）第9条）が生じないために必要とされる条件等を示したものである。したがって、課税実務以外の局面、例えば出資額限度法人となるための定款（変更）認可自体は、医療法第4章及び同関係法令に基づき行われるべきものであり、これら税制関係法令の適用解釈により影響を受けるものではないこと。

別添1 (略)

出資額限度法人モデル定款	備考
医療法人〇〇会定款	
<p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。</p>	
<p>第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 	

<p>2 本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>・本項には、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。）</u></p>
<p>第 5 条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<p>・本条には、<u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</u></p>
<p>第 3 章 社員</p> <p>第 6 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p>	<p>・第 3 章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資 1 口の金額について「本社団の出資は、これを〇〇口に分ち、出資 1 口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。</p>
<p>第 7 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p>
<p>第 8 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第 9 条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</p>	

第4章 資産及び会計

第10条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決も経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

第11条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事(○○厚生局長)に届け出なければならない。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

は、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

第5章 役員

第17条 本社団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

・原則として、理事は3名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えることができる。（法第47条参照）
・理事の職への再任を妨げるものではない。

- 第 19 条 理事長のみが本社団を代表する。
- 2 理事長は本社団の業務を総理する。
- 3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 6 章 会議

第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の 2 つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。

第 22 条 定期総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。

・定期総会は、場合によっては年 1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催するこ

	<p>とが望ましい。</p> <p>第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p>
第 24 条	次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。
(1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項	
第 25 条	社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
2	社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3	前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることのできない。
第 26 条	社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。
2	社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
第 27 条	社員は、社員総会において1個の議決権及び選

選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならぬ。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功的不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨

を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第 35 条 本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雜則

第 36 条 本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によつて行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

【 改 正 文 】

医政発第0330049号

平成19年3月30日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が本年1月19日に、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年3月30日にそれぞれ公布され、併せて、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成19年厚生労働省告示第92号。以下「告示」という。）及び厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が同日告示され、施行日から施行されることとなったところである。

これらの施行に当たっては、特に下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の内容

1 医療法人の業務の拡大について

(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、

医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ただし、医療法人が自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを目的に医療法人を設立することは、病院等の開設を目的として医療法人とすることができますとする法第39条の規定の趣旨に違反するので留意されたいこと。

(3) 医療法人の附帯業務として、改正法及び改正告示により、法第42条の2に規定する社会医療法人については、第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除く。）の実施及び医療法人（社会医療法人を含む。）については、第2種社会福祉事業（児童家庭支援センターを除く。）の実施及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置を追加し、施行日より実施することができるものとしたこと。

なお、附帯業務の実施については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

2 社会医療法人制度の創設について

(1) 本制度の創設の趣旨は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものであること。

(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

(3) 告示第1条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）を参照されたいこと。

(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追って通知する予定であること。

3 残余財産の帰属すべき者について

(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹

底を図るものであること。

- (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は都市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。
- (3) 本改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立の認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人（以下「財団医療法人」という。）又は社団である医療法人で持分の定めのないもの（以下「持分の定めのない社団医療法人」という。）に限られること。
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの（いわゆる「出資額限度法人」について（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。）は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制の見直しについて

- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。
- (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。
- (3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行法人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われたいこと。

5 社会医療法人債の発行について

- (1) 法第54条の2から第54条の8までの規定は、救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認めることで、当該社会医療法人の財政的基盤の安定化を図るものであること。
- (2) 社会医療法人債は証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当する有価証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。
- (3) 規則第33条第1項第2号の「社会医療法人債発行法人」には、社会医療法人債を発行した後（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）に、法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消された医療法人も含まれるものであること。
- (4) 規則第33条第2項の「別に厚生労働省令で定めるところ」とは、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）をいうものであること。

6 医療法人の資産要件の見直しについて

- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。
- (2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。

ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。

また、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めて差し支えないこと。

なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。

- (3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないこと。

なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。

- (4) 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法人の負債として取り扱って差し支えないこと。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として認めるることは適当ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

7 基金制度の利用について

- (1) 規則第30条の37及び第30条の38の規定は、医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。
- (2) ただし、社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）は当該基金制度を利用することができないため、基金制度を利用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあっては、拠出者に基金を返還（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還）し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。
- (3) なお、基金制度の利用に係る手続等については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

8 書類の保存期間について

- (1) 規則第39条の規定により、都道府県知事が、医療法人の解散した日から5年間保存しなければならない書類から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類を除くこととしたこと。
- (2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があった場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
- (3) なお、閲覧を要する期間を過ぎた書類については、各都道府県の文書管理規程等に従い取り扱われたいこと。

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

- 1 施行日以後に設立の認可の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例を次のとおり定めることとしたこと。
 - ① 社団医療法人の定款例 別添1
 - ② 財団医療法人の寄附行為例 別添2
- 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

- ③ 出資額限度法人モデル定款（平成 16 年医政発第 0813001 号）及び
社団医療法人モデル定款（昭和 61 年健政発第 410 号）の一部改正 別添 3
- ④ 財団医療法人寄附行為例（昭和 61 年健政発第 410 号）の一部改正 別添 4
- ⑤ （削除）
- ⑥ （削除）
- ⑦ 特定医療法人の定款例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正
別添 7
- ⑧ 特定医療法人の寄附行為例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正
別添 8

第3 医療法人運営管理指導要綱について

医療法人運営管理指導要綱（平成 2 年健政発第 110 号）の一部改正 別添 9

第4 その他関連する通知の改正及び廃止

1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
(昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知) 別添 1 0
- 「医療法人制度の運用について」
(昭和 63 年健政発第 750 号厚生省健康政策局長通知) 别添 1 1
- 「特定医療法人制度の改正について」
(平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知) 别添 1 2
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」
(平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知) 别添 1 3
- 「「医療機関債」発行のガイドラインについて」
(平成 16 年医政発第 1025003 号厚生労働省医政局長通知) 别添 1 4

2 既往通知の廃止

- 病院会計準則の改正に伴う医療法人における会計処理等に係る留意点について
(平成 16 年医政発第 0819002 号厚生労働省医政局長通知)

別添 1

社団医療法人の定款例	備考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p>	
<p>第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
<p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。） 介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。）
<p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第3章 社員</p> <p>第6条 本社団の社員になろうとする者は、社員総</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

<p>会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第 7 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第 8 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第 4 章 資産及び会計</p> <p>第 9 条 本社団の資産は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 <p>2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第 10 条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) . . . (2) . . . (3) . . . <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第 11 条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社団の收支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・社員総会のみの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。) ・任意に 1 年間を定めても差し支え
--	---

<p>まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>ない。（法第53条参照）</p>
<p>2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
<p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当としてはならない。</p>	
<p>第5章 役員</p> <p>第17条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。
<p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事

<p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 理事長は本社団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事(○○厚生局長)又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 <p>5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p>	<p>に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の職への再任を妨げるものではない。 <p>・定期総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えない</p>
--	---

<p>第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 <p>第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の<u>議決権の過半数</u>で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。</p> <p>・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>
--	---

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事(○○厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功的不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社団は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雜則

第 36 条 本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

別添2

財団医療法人の寄附行為例	備考
医療法人○○会寄附行為 第1章 名称及び事務所 第1条 本財団は、医療法人○○会と称する。 第2条 本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第2章 目的及び事業 第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第16条において同じ。） 介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	<ul style="list-style-type: none"> 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第15条第3項及び第16条第5項において同じ。） 本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。	

<p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p>	
<p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>	
<p>第 7 条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
<p>(1) 前条第 1 項第 1 号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前 2 号に掲げる財産から生ずる果実</p>	
<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。(以下、第 8 条、第 10 条、第 13 条及び第 34 条において同じ。)
<p>第 8 条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	
<p>第 9 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	
<p>第 10 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p>	
<p>第 11 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任意に 1 年間を定めても差し支えない。(法第 53 条参照)
<p>第 12 条 本財団の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p>	
<p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
<p>第 13 条 決算の結果、剩余金を生じたときは、理</p>	

<p>事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p>第4章 役員及び評議員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 (2) 監事 ○名 (3) 評議員 ○名以上○名以内 <p>第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は、理事の互選によって定める。 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。 <p>第16条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は本財団の業務を総理する。 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4 監事は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照） ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。
--	---

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関する識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

<p>議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散 (8) 他の医療法人との合併契約の締結 (9) その他重要な事項 <p>2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができます。</p> <p>第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
---	--

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、○○県知事（○○厚生局長）の認可を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功的不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雜則

第 33 条 本財団の公告は、官報(及び○○新聞)によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

別添3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. _____部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に定款変更の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。
ただし、第4条第2項、第18条第3項及び第19条第5項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。
2. _____部分は、改正法附則第10条第2項の規定により、当分の間、定款変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第9条第2項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）
3. _____部分は、改正前のモデル定款に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の定款例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に定款変更の認可の申請をすることができるること。

[改正後] 社団医療法人の定款例	[改正前] 出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)	[改正前] 社団医療法人モデル定款 (昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款
第1章　名称及び事務所	第1章　名称及び事務所	第1章　名称及び事務所
第1条　本社団は、医療法人〇〇会と称する。	第1条　本社団は、医療法人〇〇会と称する。	第1条　本社団は、医療法人〇〇会と称する。
第2条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	第2条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	第2条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。
第2章　目的及び事業	第2章　目的及び事業	第2章　目的及び事業
第3条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾患・負傷等により対応する老人に必要な医療対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第3条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾患・負傷等により対応する老人に必要な医療対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第3条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾患・負傷等により対応する老人に必要な医療対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2. 本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p>	<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p>	<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p>	<p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	<p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	
<p>第3章 社員</p>	<p>第3章 社員</p>	<p>第3章 社員</p>	<p>第3章 社員</p>	<p>第3章 社員</p>	
<p>第6条 本社団の社員にならうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならぬ。</p>	<p>第6条 本社団の社員にならうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならぬ。</p>	<p>第6条 本社団の社員にならうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第6条 本社団の社員にならうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第6条 本社団の社員にならうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p>	
<p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p>	<p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p>	<p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p>	<p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p>	<p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社</p>	

2 社員であつて、社員たる義務を履行せざる本社团の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

(削除)

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社团の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第9条 本社団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2. 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社团の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができます。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によつて、理事長が管理する。	第11条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によつて、理事長が管理する。	第11条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によつて、理事長が管理する。
第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。
第13条 本社団の収支予算是、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	第13条 本社団の収支予算是、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	第13条 本社団の収支予算是、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。
第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終る。	第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終る。	第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終る。
第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを○○県知事(○○厚生局長)に届け出なければならない。	第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを○○県知事(○○厚生局長)に届け出なければならない。
3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書(○○厚生局長)に届け出なければならない。		
第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。		第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員	<p>第17条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2. 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3. 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	<p>第5章 役員</p> <p>第17条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2. 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。</p> <p>2. 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p>	<p>第5章 役員</p> <p>第17条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2. 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。</p> <p>2. 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p>	<p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本社団の業務を総理する。</p> <p>3. 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理長からはじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4. 監事は、次の職務を行う。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p> <p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2. 理事長は本社団の業務を総理する。</p> <p>3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4. 理事は、本社団の常務を処理する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
--------	--	---	---	--

(1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。	(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事(○○県知事)又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に對して意見を述べること。	5. 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。 6. 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することはできない。	6. 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することはできない。
第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。	第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。	第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
第6章 会議	第6章 会議	第6章 会議	第6章 会議
第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。	第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。	第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。	第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定期総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。	第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに行催する。...	第23条 理事長は、必要があると認めるとときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。	2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもつてあてる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から企議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。	4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	(第25条第1項へ) ←	第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。	第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに行催する。...	第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

<p>(10) その他重要な事項</p> <p>第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2. 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3. 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>	<p>10 その他重要な事項</p> <p>第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</p>	<p>第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2. 社員総会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p>	<p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができます。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>
--	---	--	---	--

する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。
第7章 定款の変更	第7章 定款の変更及び解散
第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。	第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第7章 定款の変更	第7章 定款の変更及び解散
第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。	第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。
第8章 解散及び合併	第8章 解散及び合併
第32条 本社団は、次の事由によつて解散する。 (1) 目的たる業務の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し	第32条 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受ければならぬ。

第33条 本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員

第33条 本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員

の清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて理事以外の者を選任することができる。

2. 清算人は、社員の欠亡による事由によつて本社團が解散した場合には、○○県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならぬ。

3. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うため必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第34条 本社團が解散した場合の残余財産は、合併及び被~~資~~産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は市区医師会（一般社團法人又は一般財團法人に限る。）
- (5) 財團医療法人又は社團医療法人であつて持分の定めのないもの

第35条 本社團は、総社員の同意があるときは、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社團医療法人と合併することができる。

（削除）

の清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて理事以外の者を選任することができる。

の中からこれを選任することができる。

第34条 本社團が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第34条 本社團が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第34条の2 第9条及び前条の規定は第32条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は社会医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。

第9章 雜則	第8章 雜則	第8章 雜則
第36条 本社団の公告は、宣報（及び〇〇新聞）によって行う。	第35条 本社団の公告は、〇〇新聞（官報）によつて行う。	第35条 本社団の公告は、〇〇新聞（官報）によつて行う。
第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則		附 則
本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。		本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。
理 事 長	○ ○ ○ ○ ○	理 事 長 ○ ○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○ ○	常務理事 ○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○	同 同 同 同 同
理	○ ○ ○ ○ ○	理 同 同 同 同
監	○ ○ ○ ○ ○	監 同 同 同 同

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. _____部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル寄附行為の変更が必要な部分であり、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に寄附行為変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。

ただし、第4条第2項、第15条第3項及び第16条第5項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2. _____部分は、改正法附則第10条第2項の規定により、当分の間、寄附行為変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第9条第2項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3. _____部分は、改正前のモデル寄附行為に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の寄附行為例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に寄附行為変更の認可の申請をすることができるること。

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例		〔改正前〕財団医療法人モデル寄附行為 (昭和61年健政発第410号)厚生省健康政策局長通知
第1章 名称及び事務所	医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為
第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。		第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。
第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。		第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業
第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的かつ適正な医療（及び疾病・負傷等により複たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。		第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的かつ適正な医療（及び疾病・負傷等により複たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。
第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。		第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) ○○病院	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)	(1) ○○病院	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
(2) ○○診療所	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)	(2) ○○診療所	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
(3) ○○園	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)	(3) ○○園	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

2 本財団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) ○○病院	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
(2) ○○診療所	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
(3) ○○園	○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
 - (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

- (1) 設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)...
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算是、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借状況表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長 1名
常務理事 ○名

(2) 監事 ○名

第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によつて、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算是、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第14条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長 1名
常務理事 ○名

(2) 監事 ○名

(3) 評議員 ○名以上〇名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選によって定める。

3. 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、

介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1

月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

2. 理事長は本財団の業務を総理する。

3. 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

(3) 評議員 ○名以上〇名以内

第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2. 本財団の職務（監事は、必ず理事に加えなければならない）

3. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、

その職務を行う。

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。
2. 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
ただし、再選を妨げるものではない。

4. 理事は、本財団の常務を処理する。

5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

4. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会

の招集を請求すること。

- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
5. 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者。
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関する者。
- (3) 医療を受ける者。
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者。

2. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第 18 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 準欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 5 章 会議

第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。

- 第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6. 監事は、この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができます。
V...。

第 17 条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

2. 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。
3. 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 5 章 会議

第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。

- 第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
5 理事会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 評議員会は、理事長が招集する。

(削除)

2. 評議員会の議長は、評議員の互選によつて定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から會議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(第21条第2項へ) ←

第21条 理事長は、毎年1回〇月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
2. 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に關し意見を述べることができる。

3 評議員の3分の1以上、又は監事から會議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第22条 評議員会の議長は、評議員の互選によつて定める。

第22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならぬ。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2. 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
2. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができる。

第24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。
(第26条へ) ←

2. 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害關係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。

2. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(第23条第2項へ) ←

第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

(第22条第1項へ) ←

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2. 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするとときは、理事及び評議員の総数のそぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によつて解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

3. 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができます。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。

4. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

5. 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 次に掲げる事項に関するには、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない。

- 1 寄附行為の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 本財団の解散
- 8 他の医療法人との合併契約の締結
- 9 その他重要な事項

第6章 寄附行為の変更

第25条 この寄附行為を変更しようとするとときは、理事及び評議員の総数のそぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

(2) 他の医療法人との合併
(3) 破産手続開始の決定
(4) 設立認可の取消し

2. 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受ければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は都市区医師会(一般社団法人又は一般財团法人に限る。)
- (5) 財團医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めのないもの

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財團医療法人と合併することができる。

第8章 雜則

第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、本財団を解散することができる。

第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て処分するものとする。

第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

第33条 本財団の公告は、宣報(及び〇〇新聞)によつて行う。

第30条 本財団の公告は、〇〇新聞(官報)によつて行う。

別添7

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項、第12条第2項及び第13条第6項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の定款例</p> <p>医療法人○○会定款</p> <p>第2章 目的及び事業</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の定款例</p> <p>(平成15年医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>医療法人○○会定款</p> <p>第2章 目的及び事業</p>	<p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <p><u>2 本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <p>第4章 役員</p> <p>第4章 役員</p> <p>第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>
---	---	---

ない。
3～4 (略)

第13条 (略)
2～4 (略)
5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本社団の業務を監査すること。

(2) 本社団の財産の状況を監査すること。

(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
6 監事は、この法人の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

3～4 (略)

第13条 (略)
2～4 (略)
5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(1) 本社団の業務を監査すること。

(2) 本社団の財産の状況を監査すること。

(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
6 監事は、この法人の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第6章 会議

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。
2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
4 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもつてあて、評議員会の議長は、もつてあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもつてあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第7章 資産及び会計

第37条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雜則

第44条 本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によつて行う。

第7章 資産及び会計

第37条 本社団の決算については、監事の監査を終た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雜則

第44条 本社団の公告は、○○新聞（官報）によつて行う。

別添8

寄附行為作成上の注意

この寄附行為は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項、第12条第2項及び第13条第6項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特定医療法人の寄附行為例		〔改正前〕特定医療法人の寄附行為例 (平成15年医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知)	
医療法人○○会寄附行為	医療法人○○会寄附行為	第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）
2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けた病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けた病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	第3章 役員	第3章 役員
第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。	第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。	第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。	第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。	2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。	2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。	2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（○○厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

ない。

3～5 (略)

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成

し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事(○○厚生局長)又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

7 監事は、この法人の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。

第5章 会議

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。
2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 (略)

第6章 資産及び会計

第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、

第6章 資産及び会計

第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、

3～5 (略)

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第5章 会議

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。
2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 (略)

第6章 資産及び会計

第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。

第9章 雜則

第38条 本財団の公告は、宣報（及び○○新聞）によって行う。

の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを○○県知事（○○厚生局长）に届け出なければならない。

第9章 雜則

第38条 本財団の公告は、○○新聞（官報）によって行う。

別添9～14 （略）